

# ラオス第3回本邦研修・N I J共同研究

国際協力部教官

山 下 拓 郎

## 第1 はじめに

2025年は、日本とラオスの外交関係が樹立されてから、70周年の記念すべき年である。同年1月に実施された、石破茂総理大臣とソーンサイ・ラオス首相との間で実施された日ラオス首脳会談において発出された日ラオス共同声明にも法整備支援に関して、「両首脳は、ラオスにおける法の支配に基づく市場経済化への転換の重要性を強調し、1998年以降日本がラオスに対して継続的に実施してきた法制度整備支援の具体的な成果を高く評価した。両首脳は、外交関係樹立70周年の機会において、ラオスにおける法制度整備に係る共同研究の成果の公表に向けて協力することで一致するとともに、引き続き同分野における協力の継続の重要性について一致した。」旨言及されている<sup>1</sup>。これに伴い、国際協力部では、同年5月に、在日ラオス大使館が主催する「ラオスフェスティバル」<sup>2</sup>及び日本経済新聞社が主催する日経フォーラム「アジアの未来」<sup>3</sup>が開催される時期である、令和7年5月21日（水）から同月31日（土）まで（移動日を含む。）の間、JICA（独立行政法人国際協力機構）ラオス「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）」プロジェクトの教育民事ワーキンググループ関係の活動に関し、ラオスの司法省職員、最高人民裁判所裁判官、最高人民検察院検察官、ラオス国立大学教員等21名を研修参加者として日本に招き、2023年に前記プロジェクトが開始されて以降、3回目となる本邦研修（以下「本研修」という。）を実施するとともに、法務総合研究所が協力覚書（Memorandum of Cooperation : MOC）を締結しているラオス国立司法研修所（National Institute of Justice : N I J）<sup>4</sup>の所長以下6名の職員を招へいし、共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施した。

本稿では、本研修及び本共同研究の概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部署の見解ではない。

## 第2 本研修・本共同研究の背景・目的等

### 1 本研修について

ラオスでは、2018年7月から2023年7月までに実施されたJICAプロジェクト「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ1）」（以下「前プロジェクト」という。）に引き続き、同月から令和10年（2028年）7月まで5年間の計画

<sup>1</sup> 日ラオス首脳会談や、日ラオス共同声明については、外務省のホームページ（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/s\\_sa/seal/la/pageit\\_000001\\_01510.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/seal/la/pageit_000001_01510.html)）参照。

<sup>2</sup> ラオスフェスティバルについては、公式ホームページ（<https://laos-festival.jp/>）参照。

<sup>3</sup> 日経フォーラム「アジアの未来」については、公式ホームページ（<https://nikkeiforum.com/foa25jp/>）参照。

<sup>4</sup> N I Jは、日本の司法研修所を参考に2015年に設立された統一的な法曹養成機関である。法務総合研究所は、2018年に、N I Jとの間でMOCを締結したところ、国際協力部では、2019年以降定期的に共同研究セミナーを実施してきた。

で、「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）」（以下「本プロジェクト」という。）が実施されている。

本プロジェクトは、前プロジェクトなど従前のプロジェクトの成果を土台として、引き続き関係4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学）をラオス側の実施機関とし、事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身に付けた法律実務家が継続して育成されることで、法律実務が改善され、法の支配が促進されることを最終的な目標としている。そして、本プロジェクトにおいては、上記のような能力を身に付けた法律実務家を育成する基盤の形成のために、基本法令の理解を促進する論点集の作成、基本法令の理解に基づく実践を促進するための効果的な研修等の実施及び法律実務家が実務で参照できる判決書集や意見書サンプル集の作成といった活動により、基本法令を十分に理解し、他者に指導できる中核人材の育成という成果を挙げることを予定している。

本プロジェクトにおける民事法分野の活動においては、前記(1)記載の内容のうち、特に基本法令の理解に基づく実践を促進するための効果的な研修等の実施という点に関連して、民事訴訟における争点特定の技法を身につけるための指導書の作成を目指す、教育民事ワーキンググループ（以下「教育民事WG」という。）が設置されている。教育民事WGでは、上記指導書の作成に向けて、本プロジェクト開始以来現在に至るまで、前プロジェクトの成果物である「事実認定問題集（民事）」（争点特定のための分析的な思考方法を簡単な事例で示したもの）の各設問をわかりやすく説明するためのレジュメを作成し、模擬講義を実践するなどの活動を実施してきている。

教育民事WGにおいては、その成果物となる予定である指導書作成に向けた活動が本格的に始まった段階にあるが、誰にとっても使用しやすい指導書を作成できているか、作成した指導書を今後どのように活用するか等のいくつかの検討すべき課題が生じていることから、本研修において、これら課題を少しでも解決するため、①日本側講師等を聴講者に見立てた模擬講義を実施し、その結果について日本側講師等と意見交換をする、②今後の指導書の活用方法等について日本側講師と集中的に議論し意見交換を行う、③裁判所や大学、実務家養成機関を訪問するなどし、日本における法学、民事法及び民事実務教育の手法や日本における民事判決書の在り方について、今後のプロジェクト活動のために有益な知見を提供するなどの活動を実施することを目的とした。

## 2 本共同研究について

国際協力部では、法務総合研究所とN I Jとの前記M O Cに基づいて、定期的に民法や刑法に関する共同研究セミナーを定期的に実施してきたところ、本年、同共同研究セミナーが第20回目を迎えることとなったため、これを記念して初めて日本で実施することにした。また、N I Jは、法律人材育成機関としての重要性に鑑みて、第20回共同研究セミナーのみではなく、教育民事WGが作成している指導書を基にし

た講義を聴講・意見交換の場に参加してもらい、ラオスでの法曹養成機関の立場から意見を出していただくことによって、より教育民事WGの活動を効果的にすることも目的とした。

### 3 日程及び研修参加者等

本研修の日程は別添1のとおりであり、本研修の参加者は別添2のとおりである。

また、本共同研究の日程は別添3のとおりであり、本共同研究の参加者は、別添4のとおりである。

## 第3 研修の内容（以下は日程順に記載する。）

### 1 導入講義【日本の司法制度と法曹養成制度】

本研修・本共同研究の1日目には、日本の司法制度や裁判所・検察庁・弁護士会の概要、民事手続きの概要、法曹養成制度について、本研修・本共同研究の導入となる講義をした。

なお、本講義は、本研修参加者の入国日と本共同研究参加者の入国日が異なっていた影響で、同じ内容の講義を、本研修参加者に対しては、JICA東京において、国際協力部樋口教官により、他方、本共同研究参加者に対しては、国際法務総合センターで当職により、それぞれ実施した。

### 2 ラオス側模擬講義【事実認定問題集の要点について】（共同実施プログラム）

本研修・本共同研究の2日目は、前記最優先課題の1つである事実認定問題集を活用した模擬講義を実施し、その内容等を吟味する機会を設けた。

教育民事WGでは、事実認定問題集と使用した効果的な講義を実施するため、成果物として指導書を作成する活動をしているところ、指導書の原案となるスライド資料及び補足メモの形で構成された「事実認定問題集（民事）」の各設問（4題）のレジュメを暫定的に完成させていただいていた。このレジュメを使い、本研修参加者の代表者には、実際に模擬講義を実施していただいた。

慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授、摂南大学法学部大川謙蔵准教授、志賀剛一弁護士及び澤井裕弁護士（前長期専門家）に講師をお務めいただき、当該講義を聴いていただき、レジュメそのものの内容やその背景にあるラオス民法典の解釈論の問題点から始まり、学生や聴衆に分かりやすい講義方法や指導手法の考え方へ至るまで、集中的に多数の意見交換がなされた。

### 3 第20回N I J - I C D共同研究セミナー【不法行為について】（共同実施プログラム）

本研修・本共同研究の3日目は、第20回共同研究セミナーを実施した。

当該セミナーは、不法行為を扱うことになっていたところ、民事法WGが現在作成

している指導書もそのテーマの一つとして不法行為を取り扱っていることもあり、教育民事WGの研修参加者にも本共同研究セミナーに参加していただいた。

同セミナーでは、N I J のチャンタヴォン先生がラオス民法における不法行為規定の概要について発表し、同じくN I J のヴィラコーン先生がラオス刑法総論における犯罪行為の分類（意図的犯罪、過失犯罪、援助不提供罪等）について、発表していただいた。なお、オンラインでN I J の本部及び支部とも繋ぎ、ラオスからのオンライン参加もしていただいた。

不法行為のテーマは、本年1月、3月、4月に実施された共同研究セミナーでも継続的にかつ集中的に取り扱い、議論をしてきた内容であるものの、このテーマで4回目となる第20回共同研究セミナーにおいても、N I J の先生方の発表を踏まえて、不法行為法の要件等に関する活発な意見交換が行われた。

#### 4 東京地方裁判所訪問（本研修のみ）

本研修参加者は、4日目の午前中に東京地方裁判所を訪問し、同所民事裁判官から、日本における民事判決書の作成の目的や判決書の記載事項及び記載方法等についての説明を受けた上、施設訪問を実施した。

#### 5 司法研修所訪問（共同実施プログラム）

本研修・本共同研究の4日目の午後は、司法研修所を訪問した。冒頭まず民事裁判教官から、司法研修所での教育・研修について講義をいただき、その後、司法研修所内の施設である大講堂、図書室、法廷教室等を見学した。

特に本共同研究参加者は、N I J が日本の司法研修所を参考にして設立された法曹養成機関であるものの、実際に日本の司法研修所をその目で見るのが初めてであったため、司法研修所で実施している民事関係の教育や、施設に興味を示していた。

#### 6 指導書等の使用計画策定会議（共同実施プログラム）

本研修・本共同研究の5日目には、指導書等の指導計画策定会議として、教育民事WGのメンバーから、最高人民法院研修所、最高人民検察院研修所、司法省国立司法研修所、ラオス国立大学及びラオス弁護士会において、それぞれの教育又は研修カリキュラムの現状と、「事実認定問題集（民事）」の活用可能性等について発表し、松尾教授、大川准教授及び志賀弁護士から、アドバイスをいただいた。

#### 7 慶應義塾大学訪問（共同実施プログラム）

本研修・本共同研究の6日目午前中には、慶應義塾大学を訪問し、松尾教授から、大学や法科大学院において、法律実務家を養成するにあたり、どのようなカリキュラムを構築し、法学教育を実施しているかについて説明いただいた。

具体的には、日本の法曹養成課程の全体像をお示しいただき、その中で、大学や法

科大学院の役割や、司法試験の問題も紹介いただきながら、司法試験合格に向けた法科大学院における法学教育や、実務教育について説明いただいた。

## 8 特別講演【法学教育の在り方】(共同実施プログラム)

本研修・本共同研究の6日目午後には、東京大学名誉教授である大村敦志先生による日本の法学教育の在り方に関する講義を実施していただいた。

同講義では、日本の法学教育や法曹育成制度の変遷、司法制度改革の中で生まれた(新)司法試験の特徴とその結果生まれた判例偏重の傾向、裁判員制度の構築とそれに伴う国民の法教育など、幅広い観点から、日本における法教育や法律家養成について言及された。

## 9 N I J – I C D 共同研究セミナー書籍発刊記念式典

2025年が、日ラオス外交関係樹立70周年の記念の年であるとともに、共同研究セミナーも第20回の節目を迎える年であることから、国際協力部とN I Jは、これまで実施してきた共同研究の成果物を取りまとめることを合意し、従前のセミナーで講義を担当してきた国際協力部教官や、N I Jの先生方の講義資料等の成果物を取りまとめた書籍を発刊するに至った。

発刊記念式典には、在日ラオス大使館のチットノイ次席大使にもご出席いただき、ソーンサイ首相の祝辞を代読いただいた。

今回発刊された書籍は、国際協力部とN I Jが協力して継続的に活動してきた一つの成果を示すものであり、発刊された書籍は、今後、N I Jを中心として、刑法・民法を学ぶための参考資料になるものとして活用される予定である。

## 第4 おわりに

教育民事WGにおいては、基本法令の理解に基づく実践を促進するための効果的な研修等の実施を目指し、前プロジェクトで作成した事実認定問題集を活用した効果的な研修を実践するため指導書の作成をしているところであるが、今回の研修において、講師の先生方から、模擬講義や今後の指導書の活用法に対するアドバイス等をいただいたことにより、研修参加者は、個々の教育機関ないし研修機関の特性に応じて指導方法を工夫する必要性について、一定の理解を得たのではないかと思われる。

例えば、講師の先生方からは、大学は研究機関であるから、事実認定問題集に記載されたラオス民法典の解釈の結論に縛られることなくより自由な議論が可能ではないかといった指摘があったほか、法曹養成の各段階において、繰り返し事実認定問題集に接する機会があると思われるところ、各機関における指導内容に重複がないことが望ましいという指摘もあった。いずれも、基本法令の理解に基づく実践を促進するための「効果的な」研修が実施されるようになることを成果として目指す、本プロジェクトの活動に対して、非常に有益な示唆を与えるものであったと思われる。

本研修前、現地からは、本研修をもって、「事実認定問題集（民事）」に基づく指導書の作成活動は概ね区切りとし、教育民事WGは、次の活動への移行を検討したいとの意向が示されていた。そのような状況下にあって、「事実認定問題集（民事）」に基づく指導書について、活動の節目となるような集中的な議論及び意見交換を実施し、より効果的な研修実施がなされるよう研修参加者に的確な知見をインプットした本研修は、本プロジェクトの最終目標である、事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身につけた法律実務家を育成するための基盤作りに貢献したものといえる。

また、N I Jについても、教育民事WGと合同でプログラムを実施したことにより、教育機関としての指導方法や、前記事実認定問題種の活用について検討の機会を得たほか、初めて日本で共同研究を実施することとなり、対面で集中的に不法行為について議論をする機会を得たほか、これまでの活動が書籍の発刊という形で実を結んだことで、今後の共同研究セミナーの内容をより充実させ、N I Jの職員である教官の能力向上に向けた協力活動がなされることが期待される。

最後に、本研修で講師を務めていただいた先生方、訪問を受け入れていただいた裁判所や司法研修所の担当者の方々、J I C A長期専門家として現地派遣中の石崎明人専門家及び矢尾板隼専門家、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心より御礼を申し上げたい。



【指導書等の使用計画策定会議の様子】



【第20回N I J - I C Dセミナー】



【N I J - I C D共同研究セミナー書籍発刊記念式典】

### 第3回ラオス本邦研修（教育民事）日程表案

【令和7（2025）年5月21日（水）～5月31日（土）（移動日を含む。）】  
（樋口教官、小枝専門官）

●黄色セルはラオス共同研究(NIJ)との合同実施

※TIC : JICA東京センター

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
5 / 21	水		【入国】		TIC泊
5 / 22	木	10:00 (JICAオリエンテーション) TIC	12:00	14:00 国際協力部オリエンテーション 15:00 【導入講義】 「日本の司法制度と法曹養成制度」 国際協力部教官 桶口 瑞恵 法務省赤れんが棟	17:00
5 / 23	金	10:00 【ラオス側発表（模擬講義）・意見交換】 「事実認定問題集の要点について」 大川 謙蔵准教授、志賀 剛一弁護士、澤井 裕弁護士 法務省赤れんが棟	12:00	14:00 【ラオス側発表（模擬講義）・意見交換】 「事実認定問題集の要点について」 松尾 弘教授、大川 謙蔵准教授、志賀 剛一弁護士、澤井 裕弁護士 法務省赤れんが棟	17:00 TIC泊
5 / 24	土		休務日		TIC泊
5 / 25	日		休務日		TIC泊
5 / 26	月	10:00 第20回記念共同研究セミナー参加 法務省赤れんが棟	12:00	14:00 第20回記念共同研究セミナー参加 法務省赤れんが棟	17:00 TIC泊
5 / 27	火	10:00 【訪問（施設見学・講義・意見交換）】 「日本の民事判決書」 東京地方裁判所民事部裁判官 東京地方裁判所	12:00	14:00 【訪問（施設見学・講義・意見交換）】 「司法研修所における民事実務教育について」 司法研修所教官 司法研修所	16:30 TIC泊
5 / 28	水	10:00 【ラオス側発表・意見交換】 「指導書等の使用計画策定会議」 松尾 弘教授、大川 謙蔵准教授、志賀 剛一弁護士 法務省赤れんが棟	12:00	(書類整理) TIC	TIC泊
5 / 29	木	10:00 【訪問（講義・意見交換）】 「法学部・法科大学院における民事法教育の実際」 松尾 弘教授 慶應義塾大学法科大学院	12:00	12:30 【意見交換会・写真撮影】 ICD部長 14:00 【特別講演】 「法学教育の在り方」 大村 敦志東京大学名誉教授 法務省赤れんが棟	15:00 17:00 TIC泊
5 / 30	金	10:00 【総括質疑・意見交換】 ICD教官、専門家 TIC	11:00 12:00	14:00 日ラオス国交樹立70周年 出版イベント参加	16:00 TIC泊
5 / 31	土		【出国】	法務省赤れんが棟	

第3回ラオス本邦研修(教育民事) 研修参加者名簿

1	ガン テムソムバット Mr. Kang TEMSOMBATH 最高人民裁判所研修所所長
2	サクナー ニヤピチット Mr. Sakkouna YAPHICHIT 最高人民裁判所学術管理・司法統計部長
3	カムフー ヴォーラブット Ms. Khamhou VORLABOUD 最高人民裁判所学術管理・司法統計部 課長代理
4	ソムブーン シーパースト Mr. Somboun SIPASERD 最高人民裁判所研修所司法図書課長代理
5	リキット サイニヤヴォン Mr. Likhit XAIYAVONG 最高人民裁判所研修所裁判官補
6	ギンペット ボアラパン Mr. Kingphet BOUALAPHANH 最高人民検察院一般監察局副局長
7	サイサナ ラーサヴォン Mr. Xaysana RAJVONG 最高人民検察院研修所副所長
8	ブンシー ブーロム Mr. Bouneuy BOULOM 最高人民検察院商事・家庭・少年事件監察課長
9	サイパソン ウンシダー <sup>1</sup> Mr. Xaipasong OUNSIDA 最高人民検察院計画・国際協力課長
10	マーナボーン トンディーニヤラート Mr. Manaphone THONGDEEYALATH 最高人民検察院党監察課副課長
11	ペッサマイ サイムンケン Ms. Phetsamay XAYMOUNGKHOUNE 司法省国立司法研修所副所長
12	ヴィライチヤン ターオ Ms. Vilayanh THAO 司法省法律普及局ラジオ・テレビ課長
13	ベンパーワン インタヴォン Mr. Phengphavanh INTHAVONG 司法省法律普及局副課長
14	ケムベット セントーンカム Mr. Khemphet SENGTHONKHAM 司法省国立司法研修所情報・図書課専門職員
15	ランシー ギンバチャン Mr. Langay KINGPHACHANH 司法省国立司法研修所管理・経理・国際協力課専門職員
16	タッサンローン シースノン Ms. Thatsanalone SISOUNONTH ラオス国立大学法政治学部副学部長
17	ゲオサーイジョン サーイスワンナヴォン Mr. Keosaychong SAYSOUVANNAVONG ラオス国立大学法政治学部国際関係課長
18	プーサイ チャンタヴォン Mr. Phouxay CHANTHAVONG ラオス国立大学法政治学部民事法学科副科長
19	トンカム ローヤン Mr. Thongkham LORYANG ラオス国立大学法政治学部民事法学科副科長
20	カンピウ ヴィライボーン Ms. Khamphieu VILAYPHONE ラオス国立大学法政治学部民事法学科民事訴訟法ユニット長
21	マニチャン ピラパン Ms. Manichanh PHILAPHANH 弁護士(ラオス弁護士会)

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 鶴口理惟 (HIGUCHI, Rui)

圖書専門官 / Administrative Staff 小枝桃子 (KOEDA, Momoko)

JICA長期派遣専門家 / JICA Project Expert 石崎明人 (ISHISAKI, Akito)

令和7年度ラオス共同研究（NIJ）日程表案

【令和7（2025）年5月21日（水）～5月31日（土）（移動日を含む。）】

（山下教官、樋口教官）

●黄色セルは第3回ラオス本邦研修（教育民事）との合同実施

※IJC：国際法務総合センター

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
5 ／ 21	水			【入国】	機中泊
5 ／ 22	木	【入国・移動】 8:10 成田空港（ターミナル1）到着	11:30 国際協力部オリエンテーション IJC	15:00 【導入講義】 （休憩） 「日本の司法制度と法曹養成制度」 国際協力部教官 山下 拓郎 IJC	17:00 IJC泊
5 ／ 23	金	10:00 【ラオス側発表（模擬講義）・意見交換】 「事実認定問題集の要点について」 大川 謙蔵准教授、志賀 剛一弁護士、澤井 裕弁護士 法務省赤れんが棟	12:00	14:00 【ラオス側発表（模擬講義）・意見交換】 「事実認定問題集の要点について」 松尾 弘教授、大川 謙蔵准教授、志賀 剛一弁護士、澤井 裕弁護士 法務省赤れんが棟	17:00 IJC泊
5 ／ 24	土			休務日	IJC泊
5 ／ 25	日			休務日	IJC泊
5 ／ 26	月	10:00 第20回NIJセミナー	12:00	14:00 第20回NIJセミナー	17:00 IJC泊
5 ／ 27	火	10:00 訪問・表敬イベント	12:00	14:00 【訪問（施設見学・講義・意見交換）】 「司法研修所における民事実務教育について」 司法研修所教官	16:30 IJC泊
5 ／ 28	水	10:00 【ラオス側発表・意見交換】 「指導書等の使用計画策定会議」 松尾 弘教授、大川 謙蔵准教授、志賀 剛一弁護士 法務省赤れんが棟	12:00	14:00 【協議】 「今後の共同研究に関する方針協議」 国際協力部教官 山下 拓郎 法務省赤れんが棟	16:00 IJC泊
5 ／ 29	木	10:00 【訪問（講義・意見交換）】 「法学部・法科大学院における民事法教育の実際」 松尾 弘教授 慶應義塾大学法科大学院	12:00 【意見交換会・写真撮影】 ICD部長 弁護士会館	12:30 14:00 15:00 【特別講演】 「法学教育の在り方」 大村 敦志東京大学名誉教授 法務省赤れんが棟	17:00 IJC泊
5 ／ 30	金	10:00 修了式	11:00	14:00 日ラオス国交樹立70周年 出版イベント	17:00 IJC泊
5 ／ 31	土			10:35 羽田空港（ターミナル3）出発 【出国】	機中泊

## 令和7年度NIJ-ICD共同研究 研修参加者名簿

	パスト・サワンディー
1	Mr. Paseuth SAVANGDY
	司法省国立司法研修所 所長
	センアールン・パンナラット
2	Mr. Seng Aloun PHANNALATH
	司法省国立司法研修所ルアンパバーン支部長
	ブアンマーライ・クンナヴォン
3	Mr. Phouangmalay KOUNNAVONG
	司法省国立司法研修所サワンナケート支部長
	サイニヤ・チャンタナライ
4	Mr. Xaygna CHANTHANALAY
	司法省国立司法研修所チャンパーサック支部長
	チャンダヴォーン・ウォンパチャン
5	Ms. Chandavone VONGPHACHAN
	司法省国立司法研修所法務官
	ヴィラコーン・シーブンフアン
6	Mr. Vilakone SIBOUNHEUANG
	司法省国立司法研修所法務官

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 山下拓郎(YAMASHITA, Takuro)

国際専門官 / Administrative Staff 神谷哲夫(KAMIYA, Tetsuo)